第４次岡山県教育振興基本計画

令和７(2025)年２月

岡山県教育委員会

目　　次

序　章　第４次岡山県教育振興基本計画の策定に当たって

１　策定の趣旨　・・・１
２　計画の性格　・・・１
３　計画期間　・・・１

第１章　教育をめぐる社会情勢と本県教育の現状

１　社会情勢の変化　・・・２
（１）人口減少社会と人生 100 年時代の到来
（２）国際社会の動向
（３）ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展
（４）社会の多様化の進展
（５）国の動向
２　本県教育の現状　・・・５
（１）学校数・在学者数の状況
（２）学力の状況
（３）問題行動・不登校の状況
（４）体力の状況
（５）特別な支援を必要とする子どもの状況
（６）グローバル人材育成の状況
（７）教職員の状況
３　子どもからの意見聴取の実施　・・・13

第２章　本県が目指す教育の姿

１　基本目標　・・・14
２　育みたい資質能力　・・・14

第３章　計画期間に取り組む施策の基本的方向

１　学ぶ力の育成　・・・17
（１）教師の授業力の向上
（２）ＰＢＬの推進
（３）キャリア教育・職業教育の推進
（４）子どもたちの学ぶ力が伸びる仕組みづくり
（５）情報活用能力の育成
（６）就学前教育の質の向上
２　豊かな心・健やかな体の育成　・・・23
（１）道徳教育の推進

（２）いじめや暴力行為等への対策の推進
（３）より良い社会づくりに参画する人材の育成
（４）子どもたちの体力の向上
（５）子どもたちの健康の保持増進
（６）人権教育の推進
３　多様な教育ニーズへの支援の充実　・・・29
（１）「チーム学校」による不登校児童生徒等への早期支援
（２）不登校児童生徒等の学びの場の確保
（３）地域と学校の協働の推進
（４）家庭・地域の教育力の向上
（５）特別支援教育の推進
４　グローバル人材の育成　・・・33
（１）国際的に活躍できる人材の育成
（２）探究・STEAM 教育の推進
（３）高等教育機関における人材の育成
５　生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興　・・・36
（１）生涯学習活動の推進
（２）文化創造活動の振興と文化財の保存・活用
（３）生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進
（４）読書活動の充実
６　教育効果を高める基盤や体制の整備・充実　・・・40
（１）活力ある小・中学校づくり
（２）高等学校段階における教育の充実
（３）特色ある私立学校教育の支援
（４）企業・地域団体等との連携
（５）子どもたちの安全の確保
（６）学校における働き方改革の推進
（７）魅力ある人材の確保・育成

第４章　計画の実現に向けて

１　県民、ボランティア・ＮＰＯ、企業等との協働　・・・46
２　関係部局、関係機関等との連携・協力　・・・46
３　市町村との連携と学校への支援　・・・47
４　進捗状況の点検と計画の見直し　・・・47

序　章　第４次岡山県教育振興基本計画の策定に当たって

１　策定の趣旨

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第２項の規定に基づく「第３次岡山県教育振興基本計画」の計画期間が令和６(2024)年度で終了することから、「第４次岡山県教育振興基本計画」を策定します。

本計画の策定に当たっては、社会情勢の変化、本県教育の現状と課題に鑑み、生涯を通じて学びを継続できるよう、学校教育や社会教育、文化、スポーツなどの教育分野全般にわたっての具体的な取組や目標とする指標を明らかにすることで、学校や家庭、地域、市町村と取組の方向を共有し、相互連携の下、着実に施策を推進します。

２　計画の性格

・県政の最上位に位置付けられる総合的な計画　「第４次晴れの国おかやま生き活きプラン」（本年度策定予定）等に基づく計画
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第１条の３の規定に基づき策定する、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「岡山県教育大綱」（本年度改定予定）を踏まえて策定
・以下の個別計画の内容も含むものとします。
 ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第９条第１項の規定に基づき策定する、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画
 ・学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 147 号）第９条第１項の規定に基づき策定する、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画

３　計画期間

令和７(2025)年度から令和 10(2028)年度までの４年間

第１章　教育をめぐる社会情勢と本県教育の現状

１　社会情勢の変化

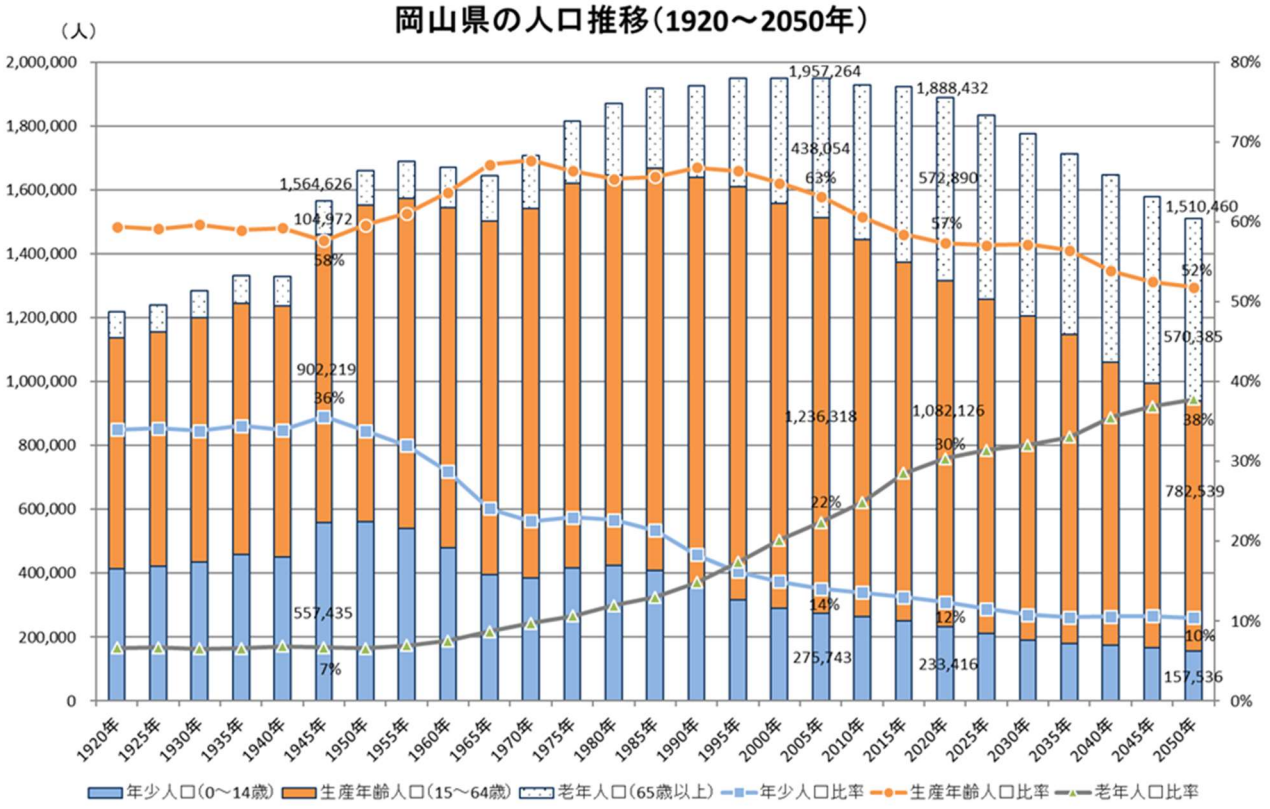
（１）人口減少社会と人生 100 年時代の到来

・本県の人口は、平成 17(2005)年の約 196 万人をピークに減少が続いており、将来人口は、社人研の令和５(2023)年推計によると、令和 32(2050)年の総人口は約 151 万人と、令和２(2020)年と比べて約 38 万人減少するとされています。

・同様に、年少人口も減少が続いており、令和２(2020)年の約 23 万人から、令和 32(2050)年には約 16 万人まで減少するとされています。

・こうした少子化・人口減少が進んでいく中においても、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人ひとりの生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があるといわれています。

・一方、人生 100 年時代においては、同じ年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生のモデルへと転換することが予測されています。こうしたことから、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。



※令和２(2020)年までは総務省統計局「国勢調査」、令和７(2025)年以降は社人研の令和５(2023)年推計より作成。
※人口総数は、国勢調査時の年齢「不詳」を含んでいるため、年齢構成別人口の合計と合致しないことがある。構成比は、四捨五入処理しているため、合計は 100%にならないことがある。

（２）国際社会の動向

・令和元(2019)年 12 月以降、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少など、健康被害のみでなく、様々な影響をもたらしました。この間、各学校においては、授業をはじめ学校行事や部活動等様々な教育活動が制限され、子どもたちの学びの保障や体験活動の機会の減少等が課題となりました。

・令和４(2022)年２月に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻を始め、世界では、多くの地域紛争が続いています。

・こうした感染症の拡大の影響や国際情勢の不安定化は、予測困難な時代を象徴する事態であり、このような危機に対応する強靭さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題であるといえます。

（３）ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展

・コロナ禍も相まって、社会全体のＤＸ、メタバース活用、Web3.0 等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においても、GIGA スクール構想の実現が加速化し、全国の小中高校等におけるＩＣＴ環境整備は飛躍的に進展しました。コロナ禍で取り組んだ遠隔・オンライン授業などのデジタル化の流れを後戻りさせないという意識の下、教育活動を適切に進めていくとともに、同様の事態が再び生じ、学校が通常の教育活動を行えなくなった場合でも、子どもたちの学びを確実に保障し得る環境を構築する必要があるといえます。

・今後、ＡＩやロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通されています。

・特に、生成ＡＩについては、人々の暮らしや社会に大きな変革をもたらす可能性があることが指摘されており、教育現場においては、令和５(2023)年７月、文部科学省が生成ＡＩを学校で使う際の留意点をまとめたガイドラインを公表しました。そこでは、基本的な考え方として、生成ＡＩを近い将来使いこなすための力を意識的に育てる姿勢が重要であるとしたうえで、生成ＡＩにすべてを委ねるのでなく、自分の判断や考えが重要であることを子どもたちに理解させることが必要としています。

（４）社会の多様化の進展

・社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境等に関わらず、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向け、社会的包摂を推進することが求められています。

・学校現場においても、障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子どもたちに対するきめ細かな対応が求められています。

・立場や考え、価値観の異なる人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏りから脱却する上で重要であり、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性といえます。そのためには、子どもだけでなく大人も含めて、多様性を受け入れる寛容で成熟した存在となることが重要です。

（５）国の動向

・令和３(2021)年１月に、中央教育審議会において、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」がとりまとめられました。答申では、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」を背景に、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である旨が示されています。

・令和５(2023)年６月には、国において、第４期教育振興基本計画が閣議決定されました。本計画ではコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げ、今後の教育政策に関する基本的な方針が示されました。

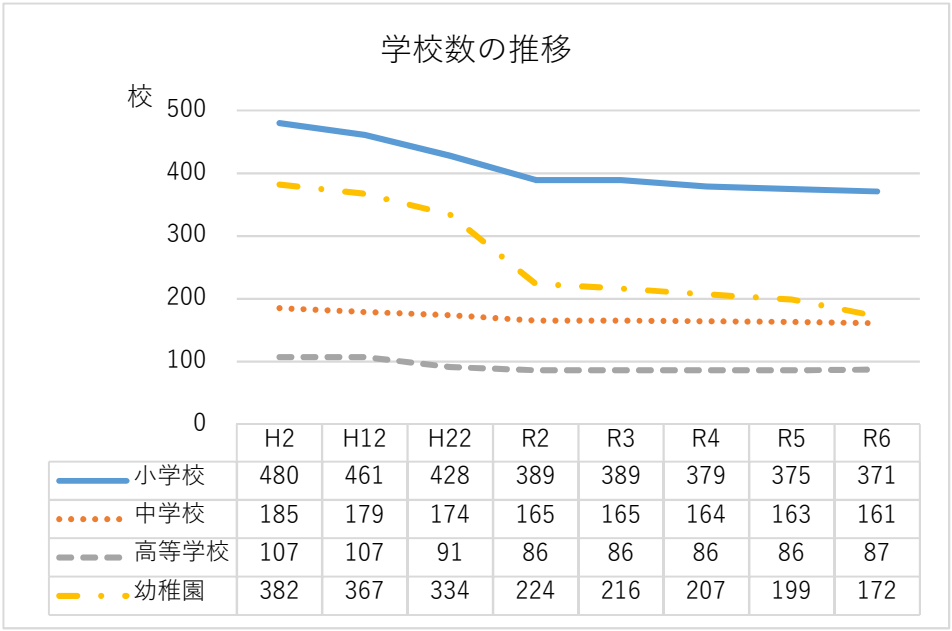
・令和５(2023)年 12 月には、国において、こども基本法（令和４年法律第 77 号）に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、国や地方自治体において、こども・若者の社会参画や意見反映に向けた取組が必要である旨が示されています。

２　本県教育の現状

（１）学校数・在学者数の状況

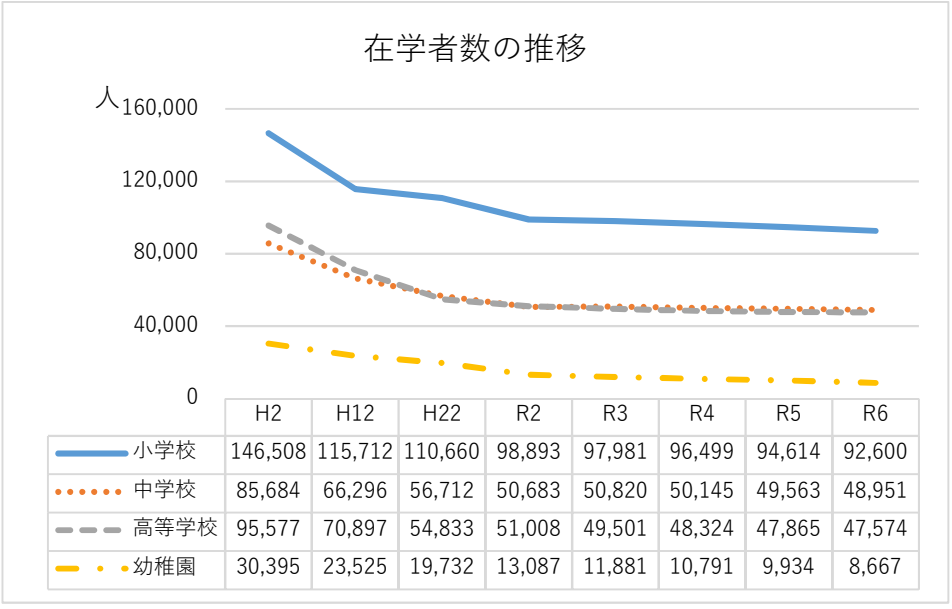
・本県の学校数・在学者数は、少子化の進行に伴い、いずれも減少傾向にあります。小学校在学者数は、平成２(1990)年と比べ令和６(2024)年においては約 63%となっており、今後も在学者数は減少していくことが予想されています。

・在学者数の減少により、小規模の学校が増えていくと、個別指導が行いやすい等の利点もある一方、社会性の育成に制約が生じること等課題も存在していると言われており、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組が求められています。



	H2	H12	H22	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	480	461	428	389	389	379	375	371
中学校	185	179	174	165	165	164	163	161
高等学校	107	107	91	86	86	86	86	87
幼稚園	382	367	334	224	216	207	199	172

（外数）
幼保連携型認定こども園
R6：155 校
義務教育学校
R6：4 校
中等教育学校
R6：2 校
特別支援学校
R6：16 校



	H2	H12	H22	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	146,508	115,712	110,660	98,893	97,981	96,499	94,614	92,600
中学校	85,684	66,296	56,712	50,683	50,820	50,145	49,563	48,951
高等学校	95,577	70,897	54,833	51,008	49,501	48,324	47,865	47,574
幼稚園	30,395	23,525	19,732	13,087	11,881	10,791	9,934	8,667

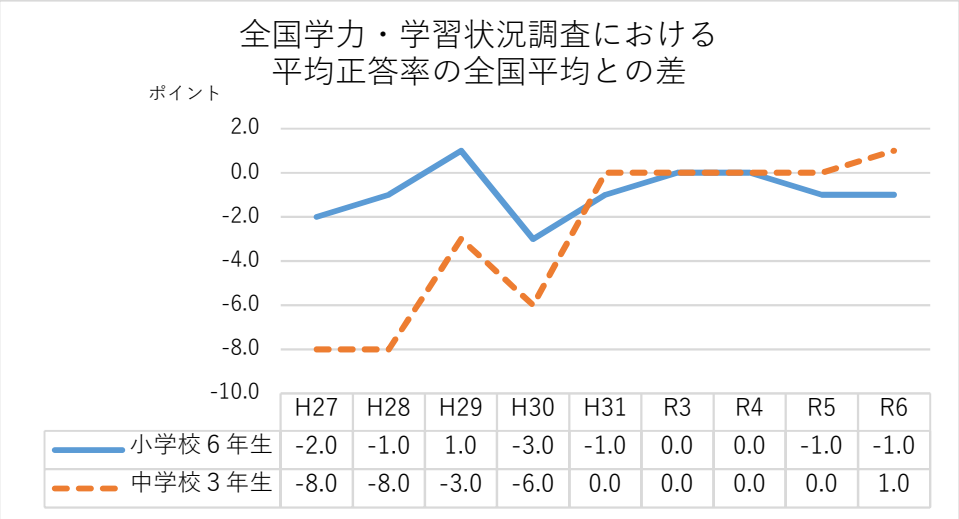
（外数）
幼保連携型認定こども園
R6：1,7392 人
義務教育学校
R6：974 人
中等教育学校
R6：1,123 人
特別支援学校
R6：2,333 人

資料：学校基本統計（学校基本調査報告書）

（２）学力の状況

・本県の全国学力・学習状況調査の状況については、直近の令和６(2024)年度調査では、小学校は全国の平均正答率を１ポイント下回りましたが、中学校は全国平均を１ポイント上回りました。

・ここ数年、全国平均と同程度の結果が定着してきており、毎年、分析を踏まえながら取組を着実に積み上げてきた成果が表れてきているといえます。一方で、小学校算数における学習内容の確実な定着が課題であることから、つまずきの早期解消を図る取組の推進などが必要です。



資料：文部科学省、義務教育課調べ

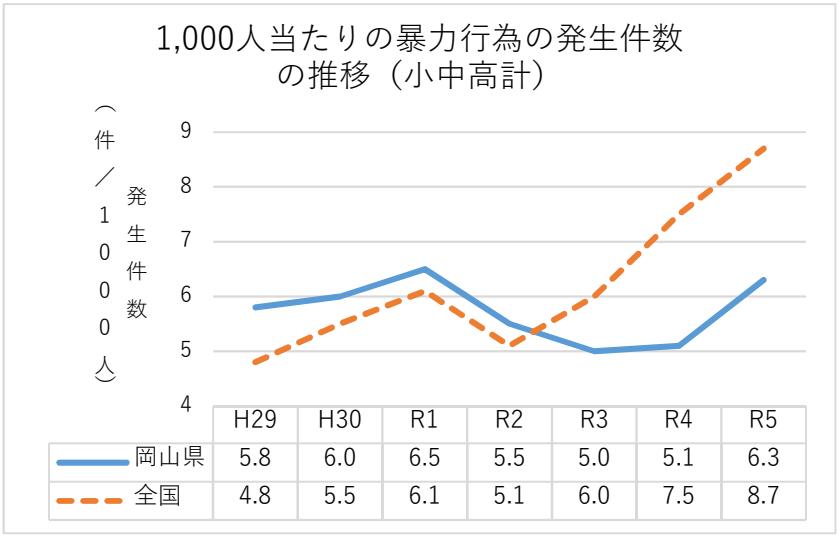
年度		小学校					中学校				
		国語		算数		国算	国語		数学		国数
		正答率	差	正答率	差	差	正答率	差	正答率	差	差
R6	県	68	0.3	62	▲1.4	▲1	59	0.9	53	0.5	1
	全国	67.7		63.4			58.1		52.5		
R5	県	68	0.8	61	▲1.5	▲1	70	0.2	51	0.0	0
	全国	67.2		62.5			69.8		51		
R4	県	67	1.4	62	▲1.2	0	69	0.0	51	▲0.4	0
	全国	65.6		63.2			69.0		51.4		
R3	県	66	1.3	69	▲1.2	0	65	0.4	57	▲0.2	0
	全国	64.7		70.2			64.6		57.2		
H31	県	64	0.2	65	▲1.6	▲1	73	0.2	60	0.2	0
	全国	63.8		66.6			72.8		59.8		

資料：文部科学省、義務教育課調べ

（３）問題行動・不登校の状況

・本県の暴力行為の発生件数は、全国平均を上回る状況が続いておりましたが、学校警察連絡室（現　健全育成対策室）と連携したり、専門性を持った指導員を学校に派遣したりするなど、未然防止に努めた結果、令和３(2021)年度以降においては、全国平均を下回っています。

・引き続き、問題行動の初期段階を確実に捉え、早期の解決に向けた組織的な対応の充実が求められています。

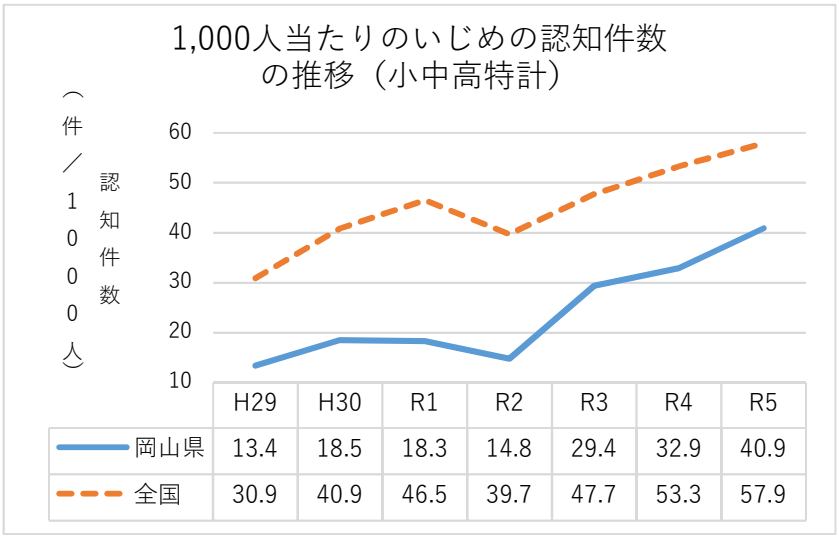


	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
岡山県	5.8	6.0	6.5	5.5	5.0	5.1	6.3
全国	4.8	5.5	6.1	5.1	6.0	7.5	8.7

資料：文部科学省、人権教育・生徒指導課調べ
※公立・国立・私立の合計

・本県のいじめの認知件数は、全国と同様増加傾向にありますが、これは、各校がいじめの定義を正しく理解し、いじめを積極的に認知するなど、組織的対応が進んだためといえます。

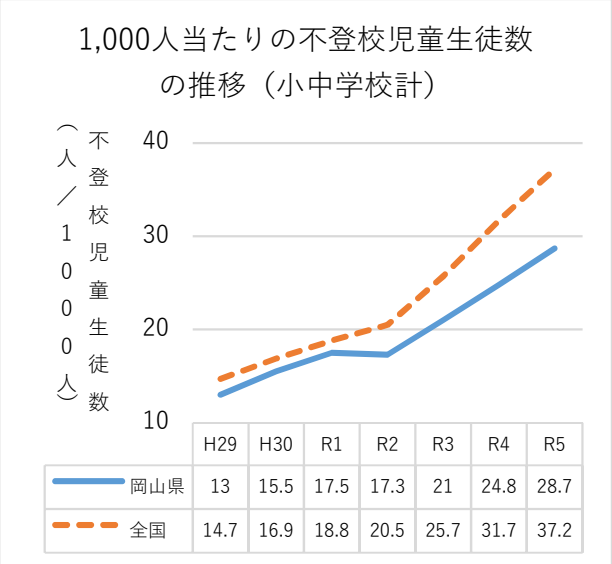
・今後も、いじめを見逃すことなく積極的に認知することで、認知したいじめを可能な限り、早期に確実に解消するため、教育相談等の充実など、学校の組織的対応の徹底が重要となります。

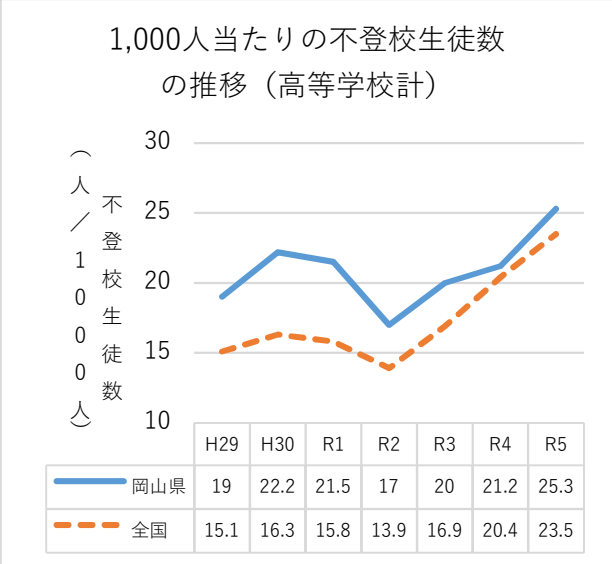


	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
岡山県	13.4	18.5	18.3	14.8	29.4	32.9	40.9
全国	30.9	40.9	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9

資料：文部科学省、人権教育・生徒指導課調べ
※公立・国立・私立の合計

・本県の小中学校における 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、全国と同様増加傾向にあるものの、全国平均よりは低い状況にあります。高等学校においては、全国平均を上回っているものの、全国との差は小さくなっております。
・このように、全国的に不登校児童生徒数が増加する中、文部科学省において「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」が令和５(2023)年３月に策定されました。
・こうした国の動きも踏まえ、本県教育委員会においても、改めて不登校対策に係る基本的な考え方や対策を整理した上で、新たな取組も加え、総合的な対策として「【新岡山県不登校総合対策】OKAYAMA 夢につながる学びプロジェクト～誰一人取り残されない岡山県の教育に向けて～[1]」を取りまとめました。
・本総合対策に基づき、誰一人取り残されない学びの実現を目指し、学校を誰もが通いたくなる魅力的な場所にするとともに、学校内外に多様な学びの場を確保していくことが必要です。





資料：文部科学省、人権教育・生徒指導課調べ
※公立・国立・私立の合計

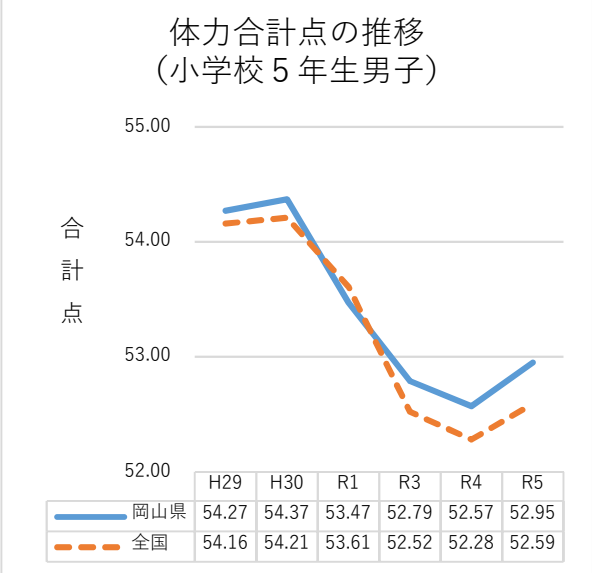
[1] 本総合対策では、誰一人取り残されない学びの実現を目指し、
〇学校を、子どもたち誰もが通いたくなる魅力ある場所とすること
〇子どもたち、保護者と丁寧なコミュニケーションを図ること
〇子どもたちに、多様な学びの場を用意すること
などを盛り込んでいます。

（４）体力の状況

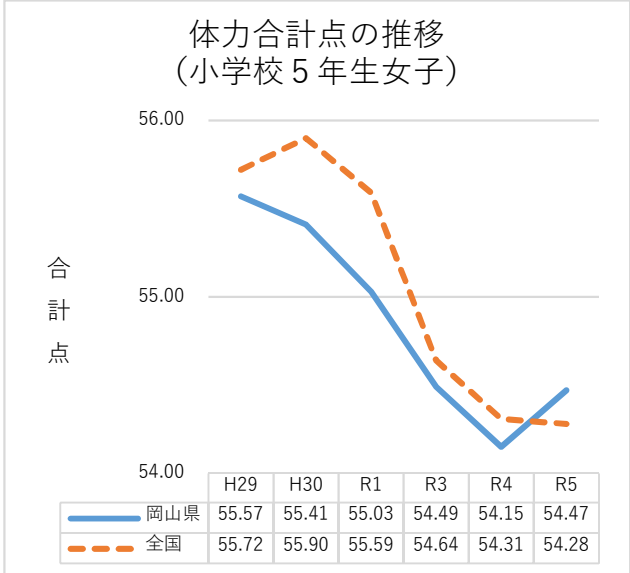
・全国体力・運動能力、運動習慣等調査における小学校５年生の体力合計点は、男女ともにコロナ禍以前の水準に至っていないものの、これまでの低下に歯止めがかかり、全国平均を上回っています。

・中学校２年生においては、男子は、これまでの低下に歯止めがかかり全国平均を上回っています。女子は、これまでの急激な低下に歯止めがかかり、全国よりも低下は緩やかで全国平均を上回っています。

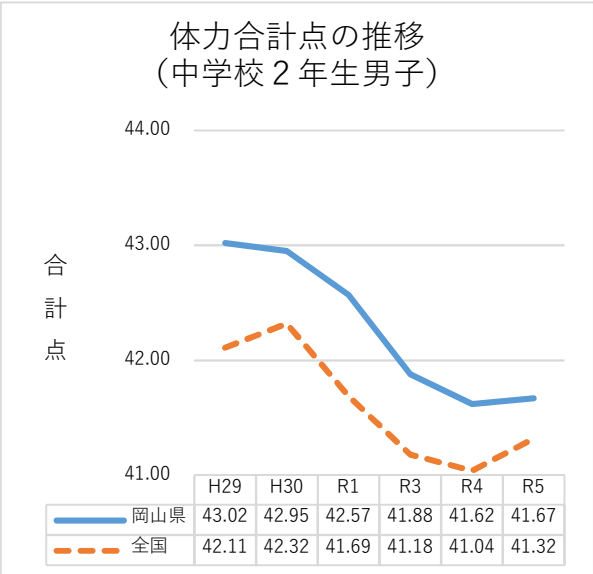
・一方、１週間の意識的な運動が 60 分未満と回答した割合は、小・中学校男女ともに増加傾向であるとともに、全国平均よりも高くなっていることから、運動習慣の定着に向けた取組が必要です。



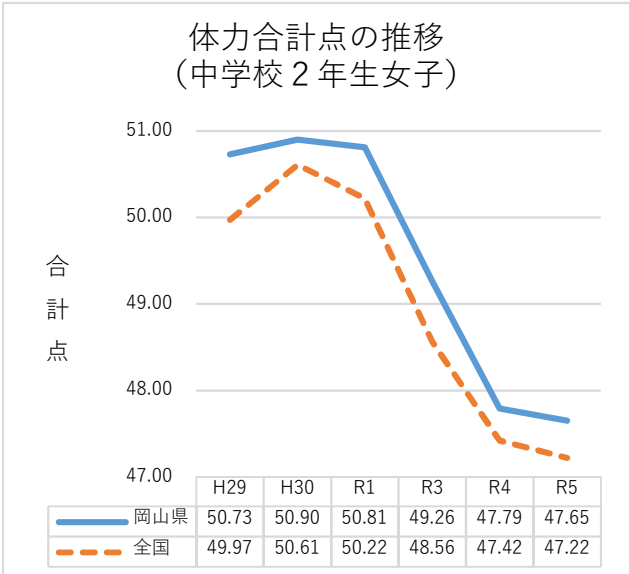
	H29	H30	R1	R3	R4	R5
岡山県	54.27	54.37	53.47	52.79	52.57	52.95
全国	54.16	54.21	53.61	52.52	52.28	52.59



	H29	H30	R1	R3	R4	R5
岡山県	55.57	55.41	55.03	54.49	54.15	54.47
全国	55.72	55.90	55.59	54.64	54.31	54.28



	H29	H30	R1	R3	R4	R5
岡山県	43.02	42.95	42.57	41.88	41.62	41.67
全国	42.11	42.32	41.69	41.18	41.04	41.32



	H29	H30	R1	R3	R4	R5
岡山県	50.73	50.90	50.81	49.26	47.79	47.65
全国	49.97	50.61	50.22	48.56	47.42	47.22

資料：スポーツ庁、保健体育課調べ

（５）特別な支援を必要とする子どもの状況

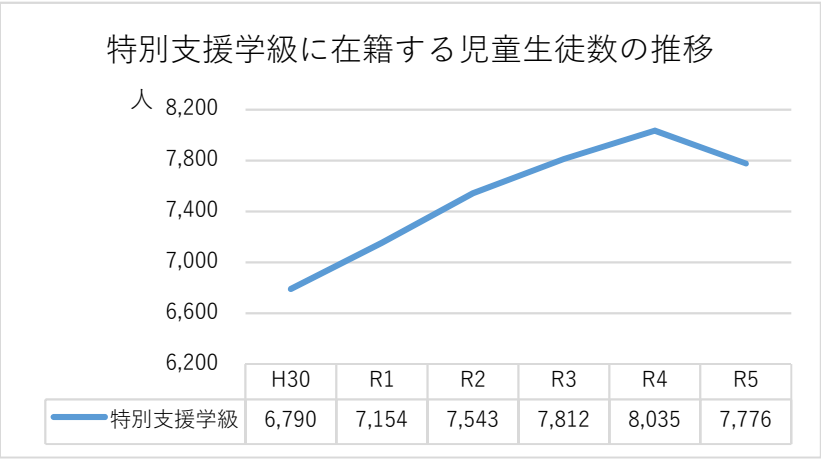
・少子化により児童生徒数が減少している中にあっても、本県における特別支援学級、通級指導教室に在籍する児童生徒数はいずれも増加傾向にあります。

・特別支援学級については、特に、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒数が大幅に増加していますが、障害の状態が既に改善しているケースやほとんどの時間を交流学級である通常の学級で学んでいるケースなど、適切な学びの場について検討が必要だと思われるケースも見受けられます。

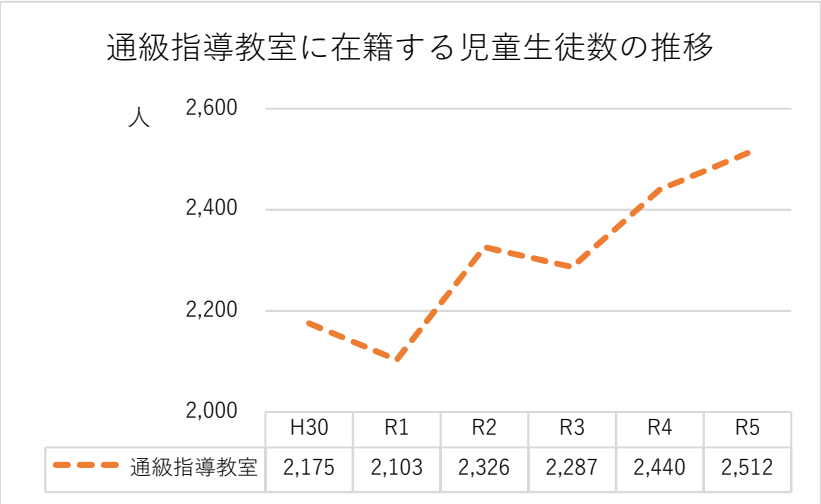
・将来を見通した進路指導や障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶことができるよう、適切な指導・支援を行うことが求められています。

・通級指導教室について校種別に見ると、中学校においては、小学校で通級による指導を受けている児童の割合と比較すると、非常に低い状況にあります。

・その理由としては、在籍している通常の学級での授業を抜けることへの抵抗感から通級による指導を希望しない生徒がいること、他校の通級指導教室に通うことが難しいこと、通級指導教室の設置校数が少ないことなどが挙げられ、通級による指導の意義について、本人・保護者にしっかりと周知することが求められています。



	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特別支援学級	6,790	7,154	7,543	7,812	8,035	7,776



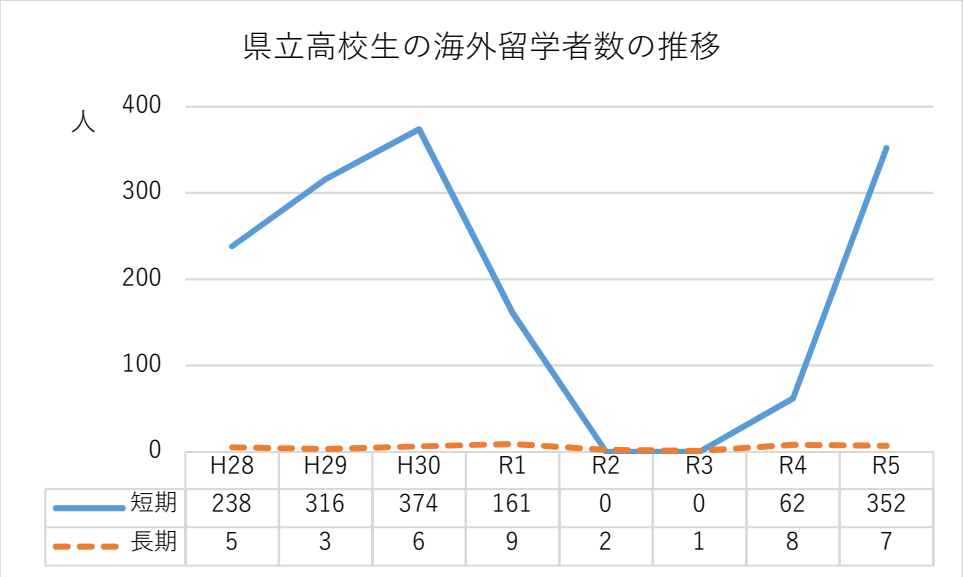
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
通級指導教室	2,175	2,103	2,326	2,287	2,440	2,512

資料：特別支援教育課調べ

（６）グローバル人材育成の状況

・本県の県立高校生の海外留学者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により激減していましたが、感染症の５類移行や入国制限等の緩和、留学プログラムの再開等により、回復基調であり、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

・今後も、留学プログラムの周知、留学支援制度の拡充など海外留学等を促進するためのさらなる機運の醸成を図る取組が求められています。

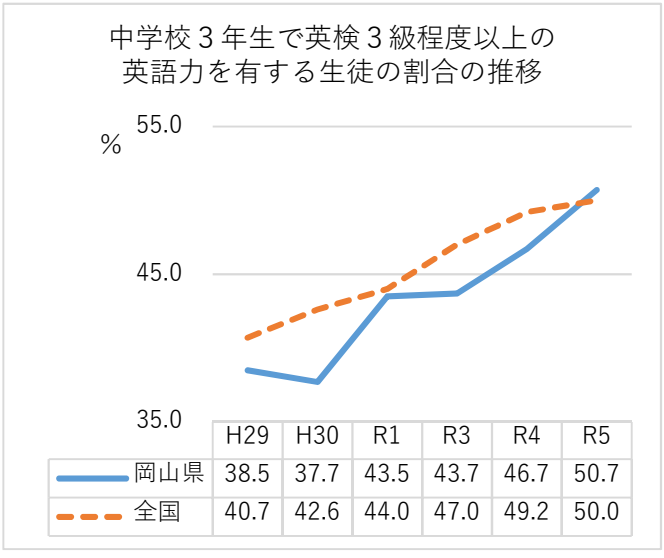


	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期	238	316	374	161	0	0	62	352
長期	5	3	6	9	2	1	8	7

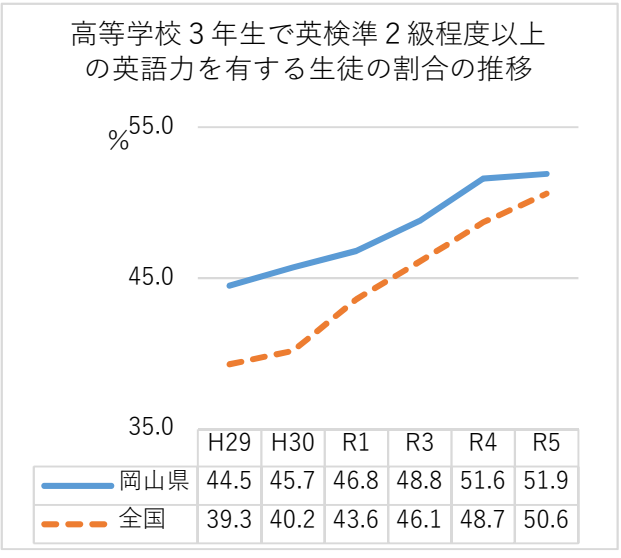
資料：高校教育課調べ

・本県の英検３級程度以上の英語力を有する生徒の割合は、上昇傾向にあり、英検準２級程度以上においても、上昇傾向かつ、全国平均も上回っていますが、国の教育振興基本計画に掲げる目標には届いておりません。

・今後も、外部検定試験の受験機会の提供や生徒が日常的に英語に触れる機会の増加などさらなる生徒の英語力向上に向けた取組が求められています。



	H29	H30	R1	R3	R4	R5
岡山県	38.5	37.7	43.5	43.7	46.7	50.7
全国	40.7	42.6	44.0	47.0	49.2	50.0



	H29	H30	R1	R3	R4	R5
岡山県	44.5	45.7	46.8	48.8	51.6	51.9
全国	39.3	40.2	43.6	46.1	48.7	50.6

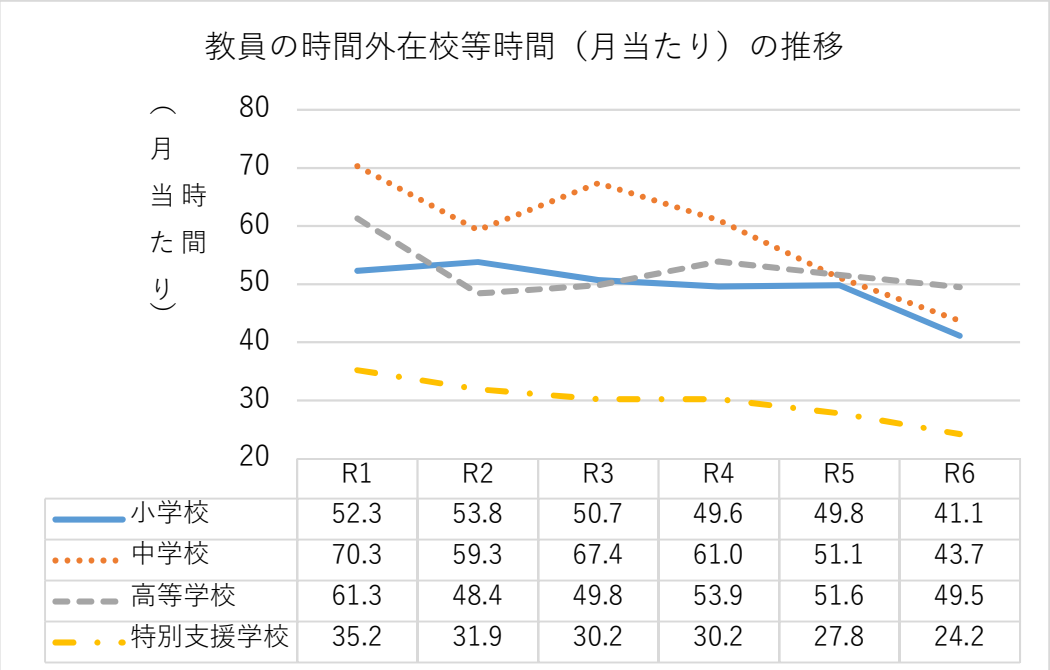
資料：文部科学省、高校教育課、義務教育課調べ

（７）教職員の状況

・教員の時間外在校等時間については、学校行事の縮減、教師業務アシスタント等の外部人材の活用、会議資料のペーパーレス化やデジタル採点システムの導入等の校務ＤＸの推進等により業務の効率化が図られ、いずれの校種でも減少傾向にあります。しかし、「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に定める月 45 時間の上限を超えている教員は、依然として多い状況にあります。

・また、過労死ラインと一般的に言われる月当たり時間外在校等時間が 80 時間を超える教員も減少傾向にはありますが、まだ一定数存在しており、０にはなっておりません。

・産休等の代員の確保に苦慮したり、学生の教員志望者が減少している状況からも、教職員の人材確保と働き方改革を引き続き強く推進していく必要があります。



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	52.3	53.8	50.7	49.6	49.8	41.1
中学校	70.3	59.3	67.4	61.0	51.1	43.7
高等学校	61.3	48.4	49.8	53.9	51.6	49.5
特別支援学校	35.2	31.9	30.2	30.2	27.8	24.2

出典：教職員の勤務実態調査

※調査期間：各年度６月

※調査対象：小学校・中学校は各学校種約１割を抽出
高等学校・特別支援学校は全県立学校

３　子どもからの意見聴取の実施

・計画の策定に当たり、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもたちから直接、教育に関する意見を聴くことで、子どもたちの意見を表明する機会を確保するとともに、教育ニーズを把握しました。

・聴取した意見は、「第２章　本県が目指す教育の姿」や第３章「計画期間に取り組む施策の基本的方向」において、意見を踏まえた内容を盛り込みました。

・意見聴取は次の２つの方法で行いましたが、詳しくは、県のホームページをご覧ください。

URL　https://www.pref.okayama.jp/site/16/681429.html

（１）Web アンケートの実施

ア　対象

県内の学校に通う小学校４年生から高校３年生までの児童生徒

イ　内容

学校生活等について、理想と思うことや困っていることなどを質問

ウ　結果

19,950 件の回答

（２）高校生意見交換会の開催

ア　対象

県内の学校に通う高校生を公募

イ　内容

計画に関する意見やより良い教育のアイデアを県教育委員会に提案

ウ　結果

８名の高校生の参加による意見交換会を２度実施

第２章　本県が目指す教育の姿

１　基本目標

今年度改定予定の「岡山県教育大綱」に定める基本目標を、本計画の基本目標としても掲げ、目標の実現に向けて取組を進めます。

「夢に向かって、心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成

２　育みたい資質能力

本県教育に課せられた使命は、教育をめぐる社会情勢が変化する中で、子どもたちに自らの進路を切り拓く力を確実に身に付けさせるとともに、郷土岡山を愛し、より良い社会づくりに積極的に貢献する人間に育てることであり、その基盤となる学力や体力、規範意識や人間関係構築力に加え、意欲や自信、自己決定力や多様な他者を認めながら協力する力といった非認知能力を身に付けさせることが重要です。こうしたことを踏まえ、子どもたちに育みたい資質能力として次の３点を掲げ、施策を推進します。

○　確かな学力と自ら挑戦する意欲や創造性
○　豊かな心・健やかな体
○　地域を大切にする心と社会の形成者としての自覚

これらの資質能力を育むため、すべての子どもたちが、誰一人取り残されることなく、互いの価値を尊重し、それぞれの能力を最大限に伸ばせるよう取組を進めてまいります。

そのために、学校が誰もが通いたくなる魅力ある場所となるよう、子どもたちが安心して学べる環境を整えることで、しっかりとした基礎学力を身に付けるとともに、課題解決型学習や夢育等の充実を一層推進し、子どもたちが自ら考え、決定できる場面を増やしてまいります。また、どのような状態の子どもでも学びにつながることができるよう、多様な学びの場の整備を進めてまいります。

⑴ 確かな学力と自ら挑戦する意欲や創造性

＜具体的な資質能力＞

・学ぶ意欲・確かな学力

学ぶ目的や意義を自覚し、学ぶ楽しさや分かる喜びを実感することで得られる高い学習意欲と主体的に学習に取り組む姿勢を育みます。

また、確かな学力とともに、社会の変化に対応し、新しい時代を生き抜いて

いくことができる力を育みます。その際、基礎的な知識・技能とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに、学びに向かう力、人間性等の涵養を進めます。

・言語能力・情報活用能力

語彙の確実な習得や、情報を正確に理解し適切に表現する力に加え、多くの情報の中から自分にとって有益な情報を選択し、活用する能力を育成します。

・困難な課題にも粘り強く取り組むたくましさ

広い視野を持って社会の変化に柔軟に対応し、困難な課題にも失敗を恐れず、チャレンジ精神を持って粘り強く取り組む力や、苦難や逆境により意欲が落ち込んでも、気持ちを切り替え前に進むことができるたくましさを育みます。

・自ら学び続け、個性を磨き創造性を高める自己教育力

自分の将来に夢や目標を持ち、その実現に向かって生涯を通して自ら学び、自らの能力を高め、個性を磨き創造性を高める力を育成します。

また、子どもたちの読書活動の取組を推進することで、読解力や想像力等を育みます。

(2)豊かな心・健やかな体

＜具体的な資質能力＞

・自他の人格や生命を尊重する心

自他の人格や生命を尊重し、人権を大切にする心を育みます。

・道徳性や規範意識

他者への優しさ、思いやりなどを持って、心豊かに生きることができるとともに、法や社会のルール、マナーを守って適切に行動できる、道徳性や規範意識、自尊感情、自制心など、社会人として必要となる基礎的な資質能力を育みます。

また、美しいものや自然に感動する心など、柔軟な感性を育てます。

・豊かな人間関係を築き、互いに助け合える力

円滑な社会生活を営むことができるコミュニケーション能力、発信力、協調性や、学校・家庭・地域・職場等で豊かな人間関係を築くことができる人間性を育みます。

・多様性を認め合い、他者を思いやる心

年齢や性別、価値観や文化等の多様性を認め合いながら、他者を思いやる豊かな心を育成します。

・自然への関心や環境問題への参画意識

本県の恵まれた自然と触れ合い、人間と環境の関係を学ぶことを通して、自

然を大切にし、地球環境の保全に寄与する態度を育みます。

・健康・体力

心身の健康の増進と体力の向上を図り、生涯にわたって積極的に運動やスポーツに親しむための基礎的な資質能力を育成します。

(3)地域を大切にする心と社会の形成者としての自覚

＜具体的な資質能力＞

・郷土岡山や我が国の歴史・伝統・文化などを大切にする心

郷土岡山を大切に思う心や、郷土岡山を全国、そして世界に発信する態度を育みます。

・国際社会を生きていく力、他国の文化や習慣等の理解・尊重

郷土岡山や我が国に対する理解を基盤として、国際社会を生きていくとともに、その平和と発展に貢献していく力や、他国の文化や習慣等を理解し、尊重する中で、国際社会において共に生きていく意識や態度を育みます。

・より良い社会づくりに参画・貢献する態度

社会の一員として自分が果たすべき役割を自覚し、より良い社会づくりに参画していこうとする意欲や、互いに助け合って、課題解決に向け積極的に社会に貢献する態度を育みます。

・望ましい勤労観や職業観

自分の将来の生き方について考えるなど、望ましい勤労観や職業観を育みます。

第３章　計画期間に取り組む施策の基本的方向

人生 100 年時代を見据え、年代や学習の場について、より多様で多角的な視点から生涯を通じて学びを継続できるよう、学校・家庭・地域が多元的に連携しながら教育活動を進めます。特に、学校教育においては、予測困難な新しい時代に必要とされる資質能力の育成に向け、現行学習指導要領の掲げる、次代を担う人材を育成していくという目標を、学校と社会が共有し、連携・協働しながら子どもたちに必要な資質能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

１　学ぶ力の育成

(1) 教師の授業力の向上

《施策の方向》

校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、主体的かつ組織的な教育活動の質の向上を図る学校風土を醸成します。

また、教員の授業観の転換を図り、児童生徒に「学びを委ねる」場がある授業実践など、育成を目指す資質・能力に基づいて、子どもたち一人ひとりの状況を的確に把握し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進するとともに、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。

《主な取組》

・学力状況の把握

児童生徒の学力状況改善のためのＰＤＣＡサイクル確立に向け、児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握し、課題を明確化するために学力・学習状況調査を行うとともに、調査結果を分析・活用し、習熟度別指導など個に応じたきめ細かい指導などにより、子どもたちのつまずきの解消と学習内容の確実な定着を図ります。

・学校経営の支援

学校経営に優れた校長経験者を学校経営アドバイザーとして学校へ派遣し、校長の学校経営を支援し、学校の組織力の向上を図るとともに、指導主事による複数回の授業参観を通して、教員の授業力の向上を図ります。

・授業改善の推進

子どもたちの学力向上のためには、基礎学力の定着と才能の伸長を図る指導や情報活用能力を育成する指導を着実に行うことが大切であり、地域の授業改革や校内指導体制の確立に向け、教員研修の充実、中核となる教員の配置、重点的に授業改善を行う学校への指導主事の継続的な派遣や授業改革推進リーダー・推進員等の配置、「岡山型学習指導のスタンダード」を基にした指導・助言を行うとともに、成果を上げている学校の優れた取組や県外先進校の効果的な実践の普及・拡大を図ります。

《目標指標》

・全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差

小学校６年生　▲１ポイント　→　＋１ポイント
中学校３年生　＋１ポイント　→　＋１ポイント

(2) ＰＢＬの推進

《施策の方向》

子どもたちが、多様な他者との協働の下、地域の課題など自ら課題を見つけ、自己の生き方を考えながら、その課題を自ら解決する過程を通して、課題解決に必要な資質・能力を身に付けるＰＢＬ（課題解決型学習）を総合的な学習の時間等を中心に推進することで探究的な学びの充実を図り、主体性や創造性、協調性等を育み、学ぶ意欲の向上につなげます。

《主な取組》

・義務教育段階におけるＰＢＬの推進

児童生徒が自らやってみたいと思える「夢」や「なりたい自分」を見つけ、生涯にわたって自ら学び続けることができる力の育成に向け、学習内容に応じて、「自己決定の場を設けること」、「振り返りを重視すること」、「地域の多様な人・もの・ことと関わること」を大切にし、「夢育」で重視している非認知能力の育成も意識しながら、各教科等や総合的な学習の時間、特別活動の目標に示す資質・能力を身に付ける学習方法である「岡山型ＰＢＬ」を推進します。

・高等学校段階におけるＰＢＬの推進

これまでの総合的な探究の時間や課題研究等で取り組んできた成果を引き継ぎ、さらに質の高い探究活動につなげていくために、ＰＢＬガイドブック（高校版）の活用を促し、ＰＢＬの手法の周知や好事例の共有を進めます。

また、高校生が、県内外の各種発表会、コンテスト等に積極的に参加し、自らの学びを具体的な行動や形にして広く社会に向けて発信、提案していく取組を支援します。

《目標指標》

・「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合

小学校６年生　80.8%　→　84.0%

中学校３年生　80.0%　→　83.0%

・全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数

806 人/年　→　950 人/年

(3)キャリア教育・職業教育の推進

《施策の方向》

子どもたち一人ひとりの夢を育み、進学、就職、結婚、出産、育児など様々なライフイベントを踏まえた生活の在り方も視野に入れて、主体的に生涯の生活を設計したり、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方ができるよう、学校・家庭・地域・企業・大学等が連携したキャリア教育を推進し、子どもたちの学習意欲の高揚や、基盤となる能力や望ましい勤労観・職業観の育成などを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

また、職場体験活動やインターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。

《主な取組》

・キャリア教育の推進

子どもたちの学ぶ目的意識の明確化や社会的･職業的自立のために必要な能力の育成に向け、体験を通して社会や職業について理解するとともに、将来の生き方を考え、働くことの意義を見いだす必要があることから、学校・家庭・地域・企業等が連携し、指導内容、指導方法等の工夫を図りながら、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通した体系的なキャリア教育を推進します。

・職業教育の推進

仕事に就くためには、それぞれに必要な専門的な知識・技能を身に付ける必要があることから、県立高等学校の専門学科等で、産業界と連携してインターンシップを推進したり、企業や大学、地域の人材等を活用しながら最先端の技術や知識を学習する機会を提供するなど、実践的な職業教育の充実を図ります。

《目標指標》

・「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合

小学校６年生　60.4%　→　70.0%

中学校３年生　37.5%　→　50.0%

・インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合

87.9%　→　95.0%

⑷子どもたちの学ぶ力が伸びる仕組みづくり

《施策の方向》

子どもたちが落ち着いた授業環境で意欲的に学ぶことができるよう、学習の基盤となる学級経営の充実に努めるとともに、小学校や中学校において、家庭学習指導の充実や、支援員の配置等による放課後等の補充学習支援を行い、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。

また、ＩＣＴを効果的に活用しながら、子どもたちが学びに挑戦できる場を創出するなど、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちが様々な体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを進めます。

さらに、高等学校では、授業時間外における学習時間や、学力の二極化等の課題を踏まえ、習熟度に応じた授業や、ＩＣＴを活用した授業時間外の学習機会の充実を図るとともに、探究的な学びを充実させ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力を持ち、学びに向かう姿勢を持った人材を育成します。

《主な取組》

・自立的な家庭学習の充実や補充学習への支援

子どもたちが意欲的、自主的に家庭学習に取り組めるよう、家庭学習習慣の定着のための基本的な考え方や指導方法等を示した「家庭学習のスタンダード」及びその増補版の活用を徹底し、家庭学習の質的・量的充実を図ります。

また、支援員の配置等による放課後や土曜日、長期休業中の補充学習支援の充実により、個別指導等によるつまずきの解消や学習習慣の定着を図ります。

・高等学校における学力の向上

生徒が、大学進学や就職などそれぞれの将来を描き、小・中学校で身に付けた基礎学力を土台として、より発展的・専門的な学習に主体的に取り組み、学力の向上が図られるよう、ＩＣＴの活用による習熟度に応じた授業の充実、学力状況の的確な把握・分析に基づく授業改善の推進、学校の枠を超えた学びの場の創出など、高等学校段階における取組の充実を図ります。

《目標指標》

・「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と回答した児童生徒の割合

小学校６年生　80.4%　→　84.0%

中学校３年生　77.6%　→　80.0%

・授業以外で平日に全く又はほとんど学習しない生徒の割合（高校３年生）

12.2%　→　10.0%

(5) 情報活用能力の育成

《施策の方向》

すべての学習の基盤となる情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくために必要となる情報活用能力を育成するため、ＩＣＴを活用した学習活動や、基本的な操作技能やプログラミング、発達段階に応じた情報モラル等に関する指導の充実を図ります。

また、すべての教職員がＩＣＴを日常的に利活用し、子どもたちの情報活用能力の育成のための指導ができるよう、指導力向上のための研修を行うとともに、外部専門人材による支援などＩＣＴを活用した学びを進めます。

《主な取組》

・ＩＣＴの利活用

基礎学力の定着や情報活用能力の育成、児童生徒の学習意欲の向上、また、論理的な思考力や問題解決能力などを育むためＩＣＴの利活用は有効であることや、やむを得ず学校に登校できない子どもたちや特別な配慮を要する子どもたちに対して、オンライン授業配信等による学習機会の確保も必要となることから、ＩＣＴを日常的に活用した授業実践の普及や１人１台端末環境を基盤とした授業を推進するための教員研修の充実等を図ります。また、情報モラル教育を充実し、情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動などを通じて、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育みます。

・教職員のＩＣＴ活用指導力の向上

地域や学校で、子どもたちの端末の活用状況に差が生じている状況を踏まえ、すべての教職員が、多様な子ども１人１人の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを、１人１台端末環境を基盤として実現するため、ＩＣＴ活用指導力に応じた研修等の充実を図ります。

・教育ＤＸ推進の体制整備

一人一人の子どもたちに対するよりきめ細かい指導・支援や効果的な学級運営等を行うためには、学びや生活に関する各種データ、１人１台端末やクラウド環境等を最大限活用することが有効であることから、外部専門人材等の活用や校内の人材育成を図るなど、持続的かつ計画的な体制整備を進めます。

・ＩＣＴ環境の整備

学校における教育ＤＸの推進に対応するために、安定したネットワーク環境の確保とフィルタリングツールの適切な設定等による情報セキュリティ対策などに取り組み、子どもたち及び教職員が安心して、学校でＩＣＴを効果的に活用できる環境の整備を図ります。

また、義務教育段階における１人１台端末の更新について、市町村と連携しながら、計画的かつ効率的な整備を進めます。

《目標指標》

・「１人１台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した学校の割合

小学校　73.0%　→　100.0%

中学校　63.9%　→　100.0%

・「１人１台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した生徒の割合

県立高校生　81.0%　→　100.0%

・「生徒が端末を活用して考えなどを共有しながら学び合う活動をよく実施している」と回答した教職員の割合（県立高校）

19.4%　→　40.0%

(6)就学前教育の質の向上

《施策の方向》

幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員等を対象にした研修の充実や市町村への支援等により、就学前における教育・保育の質を一律に向上させることで、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、生涯にわたる学びの基礎となる学びに向かう力や非認知能力の涵養を図ります。

また、関係部局との連携により、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及等を促し、就学前の教育と保育を総合的に提供するなど、３歳児を含めた就学前教育の選択の幅を広げます。

《主な取組》

・教職員等の資質能力の向上

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂を踏まえ、就学前教育の内容の一層の整合性が求められていることから、生活や遊びを通じた体験を通して、学びに向かう力の基礎や非認知能力の涵養を図るため、幼児教育センターを拠点とし、幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員等を対象にした研修の充実に努めます。

また、就学前教育スーパーバイザーの派遣等による市町村への支援の充実に努め、就学前教育に携わる教職員等の資質能力の向上を図ります。

・小学校教育への円滑な接続

「保幼小接続スタンダード」に基づく幼児教育と小学校教育の相互理解を進めるとともに、各市町村において作成された保幼小接続カリキュラムを踏まえた子どもの育ちと学びの連続性が確保された取組を支援するなど、幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校への円滑な接続に向けた取組を強化します。

・認定こども園の普及

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう、制度の周知等を行います。

《目標指標》

・就学前教育に関する研修への延べ参加人数

2,583 人　→　2,600 人

２　豊かな心・健やかな体の育成

(1) 道徳教育の推進

《施策の方向》

子どもたちが自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立したひとりの人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて様々な体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、道徳科において、指導方法や指導体制等に関する実践的な研究を通して道徳の授業改善を進め、その成果の普及に努めます。

《主な取組》

・道徳教育の充実

情報化の進展や社会全体のモラルの低下などに伴い、規範意識の低下や人間関係の希薄化、コミュニケーション能力や粘り強さの低下が指摘される中、社会性や規範意識、思いやり、自尊感情など豊かな心を育むことが一層求められていることから、道徳の教科化に対応し、指導内容・指導方法の充実に向けた研究や主体的、対話的で深い学びの実現に向けた研究や好事例の普及を進めるとともに、効果的な研修の実施により教員の指導力の向上を図るなど、道徳教育の充実を図ります。

・体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性、社会性、規範意識等の育成に向け、成長段階に応じて、職場体験活動、自然体験活動など、多様な体験活動を推進します。

《目標指標》

・「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合

小学校６年生　45.6%　→　49.0%

中学校３年生　38.9%　→　41.0%

(2)いじめや暴力行為等への対策の推進

《施策の方向》

生徒指導上の課題を解決するため、各種の専門的な知識を有する職員の効果的な活用や支援員の配置等により、落ち着いた学習環境を確保し、子どもたちの自主的・主体的な活動の充実を図るとともに、多様な他者を認めながら協力する力等も育成し、問題行動が生じない学校づくりを進めます。また、問題行動を初期段階で把握し、早期の解決を図るため、学校における生徒指導体制の確立と、関係機関等との連携により、組織的対応を充実します。さらに、子どもの家庭環境等を踏まえ、就学前からの早期対応を行います。

その他、問題行動や非行に対しては関係機関が連携して適切に対処し、学校が警察と協働で実施する非行防止教室などを通じて、規範意識の向上に努めるとともに、少年非行情勢の改善を図ります。

《主な取組》

・学校の組織的取組の充実

いじめや暴力行為等の問題行動への適切な対応に向け、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や教職員の指導力の向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築とミドルリーダーの育成、専門家等の活用を進めます。また、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動を促進するとともに、学校生活を通じて、自他を大切にする人権感覚を育成します。

・関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を推進します。

《目標指標》

・小・中・高等学校における児童生徒１千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値（全国平均を 100 とした場合の本県の比較値）

72.4　→　70.0

(3) より良い社会づくりに参画する人材の育成

《施策の方向》

地域社会と連携の下、学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもたちの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

また、自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行うとともに、文化・スポーツ等の体験活動を通して、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図り、郷土岡山の活力を生み出す人材の育成につなげます。

《主な取組》

・主権者教育の推進

選挙権年齢が 18 歳以上へ引き下げられて以降、政治への関心を高める教育の充実がますます重要になっていることから、主権者としての権利と義務を自覚し、民主政治等についての理解を深めるとともに、政治や経済等の話題について多面的、多角的に考察させる探究的な学習や選挙管理委員会と連携した出前授業などを実施し、学校における主権者教育を推進します。

・ボランティア活動の推進

生活体験が希薄化している子どもたちに、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して勤労の尊さを認識させ、社会に奉仕する精神を育むことは、他人を思いやる心や公共のために尽くす心を育てる上で大切であることから、高校生の社会貢献活動を含め、地域の実情に応じたボランティア活動を推進します。

・子どもたちが地域で活躍する場の創出

子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて、企業、公益法人、ＮＰＯなど地域と連携した教育活動を推進し、子どもたちが地域で活躍する場を創出します。

・郷土愛の醸成に向けた教育の推進

生まれ育った地域の自然や文化、伝統に対する理解を深め、地域社会の一員としての自覚を持ち、それらを受け継いできた地域を大切に思い、地域を発展させるような心を育てることが必要であることから、郷土の偉人や郷土を誇りに思える題材を用いた教材を普及し活用するとともに、教科や総合的な学習の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域の特性に根ざした学習の推進に努めます。

《目標指標》

・「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合

小学校６年生　84.1%　→　86.0%
中学校３年生　76.8%　→　80.0%
県立高校生　65.8%　→　80.0%

⑷子どもたちの体力の向上

《施策の方向》

子どもたちが生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するため、学校での体育授業の充実を図るとともに、一人ひとりの実態に応じた体力づくりに取り組み、運動やスポーツをすることが好きな子どもたちを増やすことで体力の向上を図ります。

また、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツ・武道を通じて、規範意識の向上や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

《主な取組》

・学校体育の充実

生涯にわたりスポーツに親しむことに必要な資質能力を育てるため、学校体育の充実を図り、子どもたちに運動することの喜びや楽しさを味わわせるとともに、体力・運動能力の向上を図ります。

・体力・運動習慣づくりの推進

新体力テストの結果を生かした各学校の特色ある体力づくりを推進するとともに、様々な運動やスポーツに親しむことができる機会を充実させることで、運動やスポーツをすることが好きな子どもたちを増やし、子どもたちの運動の習慣化と体力の向上を図ります。

・スポーツを通じた規範意識の向上等

子どもたちが社会生活を送る上での基礎となる規範意識や自他を尊重する心、公共の精神をしっかりと身に付けさせるため、体育の授業や「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づく運動部活動等の指導を通じてルールを守り、思いやりの心をもって行動できる豊かな人間性を育みます。

《目標指標》

・「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合

小学校男子　72.1%　→　74.0%
小学校女子　53.5%　→　56.0%
中学校男子　64.3%　→　66.0%
中学校女子　44.9%　→　47.0%

⑸子どもたちの健康の保持増進

《施策の方向》

子どもたちが健康な生活を送るために必要な力を身に付けることができるよう、がん教育、薬物乱用防止教育などの健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進めます。

《主な取組》

・健康教育の推進

多様化する健康課題への対応や望ましい生活習慣づくりのためには、家庭や関係機関と連携した組織的な取組が必要なことから、学校保健委員会などの充実により健康教育を推進します。

・食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進するとともに、各学校において校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域、関係団体等の連携・協働による食育の充実を図ります。

《目標指標》

・「朝ごはんを食べることは大切だ」と回答した児童生徒の割合

小学校　88.1%　→　95.0%

中学校　86.6%　→　95.0%

(6) 人権教育の推進

《施策の方向》

すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携の下、指導者の養成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進するための環境づくりに取り組みます。また、児童虐待やＬＧＢＴなどの性的マイノリティに対する偏見・差別などの社会的な課題も踏まえ、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進め、人権教育の充実を図ります。

《主な取組》

・学校教育における人権教育の推進

人権尊重の意義や人権問題についての理解と認識を深め、人権教育の進め方についての実践的な指導力を高めるため、教職員研修を実施します。また、各学校での人権教育の充実を図るため、指導資料等の整備や人権学習充実拠点校等で授業実践を行います。

・家庭・地域における人権教育の推進

子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割が重要であるため、保護者が人権問題を正しく理解するよう、ＰＴＡ研修等を実施します。また、住民が様々な人権問題についての理解と認識を深め、日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けることを目指して、市町村の指導者を養成するとともに、各種情報提供等を行います。

《目標指標》

・地域において人権教育・啓発を推進するために養成する指導者の数（累計）

637 人　→　762 人

３　多様な教育ニーズへの支援の充実

(1)「チーム学校」による不登校児童生徒等への早期支援

《施策の方向》

長期欠席・不登校対策スタンダードに基づく、不登校対策担当教員を中心とした学校の組織的な対応、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家の活用や関係機関等との連携を推進することで、子どもたちの個々の状況に応じた学習支援や生活支援の充実を図るなど、「チーム学校」による不登校児童生徒等への早期支援を推進します。

《主な取組》

・学校の組織的対応力の向上

不登校問題への組織的な対応に向け、校長の強いリーダーシップの下、不登校対策担当教員を中心として、教職員等がそれぞれの役割や支援方法について共通理解し、連携、協力するとともに、児童生徒や保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、教員のアセスメント力を向上させ、適切な支援を実施します。また、スクールカウンセラーや地域の人材の活用、医療の視点からのアプローチなどにより、不登校の未然防止や早期発見ができるよう学校の組織的対応力を強化します。

・専門家の活用や関係機関等との連携の促進

不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、教育分野に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術をもつスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関との効果的な連携を行うことで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

《目標指標》

・小・中・高等学校における児童生徒１千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値（全国平均を 100 とした場合の本県の比較値）

87.6　→　85.0

(2) 不登校児童生徒等の学びの場の確保

《施策の方向》

誰一人取り残されない学びの実現に向け、どのような状態の子どもでも学びにつながることができるよう、多様な学びの場を確保し、社会的自立を支援します。また、専門家や医療・福祉などの関係機関等との連携を促進します。

《主な取組》

・つながる多様な学びの場の充実

学校生活の基盤となる学級を魅力的な場所とするとともに、自立応援室を学校内に整備し、児童生徒一人ひとりの状態に応じた生活支援や学習支援を進めます。また、ＩＣＴを活用した学校とのつながりを切らないための取組や、高等学校における不登校生徒を対象とした遠隔授業等により、学びを継続できる支援を行います。

さらに、フリースクール、医療・福祉等の関係機関との連携の促進や学びの多様化学校の設置に対する指導・助言を行うとともに、県立高校内等に設置する教育支援センターや、図書館や博物館などの社会教育施設、メタバースを活用したオンライン上の居場所など、多様な学びの場の充実に努めます。

《目標指標》

・小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合

78.1%　→　80.0%

(3) 地域と学校の協働の推進

《施策の方向》

不登校児童生徒数の増加、障害のある子ども、日本語指導を必要とする子どもなど特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加、地域社会における支え合いやつながりの希薄化など、子どもや地域をめぐる課題を解決するとともに、学校のみならず地域全体で、子どもたちの学びや成長を支えていく必要があるため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な実施など、地域と学校の連携・協働を推進します。

《主な取組》

・地域住民の参画による学校運営協議会・地域学校協働活動の取組の推進

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進めるため、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの導入促進や質的向上を進めるとともに、地域学校協働活動推進員の委嘱を推進し、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の充実を図ります。

《目標指標》

・コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合

69.8%　→　90.0%

(4) 家庭・地域の教育力の向上

《施策の方向》

関係各機関の緊密な連携により、保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問等による相談体制の充実に努め、企業等とも連携し、地域ぐるみですべての教育の出発点である家庭の教育力を高めることで、子どもたちがよりよい社会生活を営む基盤となる夢や目標を持ち、善悪の判断など基本的倫理観はもとより、規則正しい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう推進します。

また、社会教育関係団体活動との連携により、学校教育や家庭教育の充実を図ります。

《主な取組》

・保護者への家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供

保護者の子育てに対する意識の向上、家庭教育の課題についての学習支援や学習機会の充実等のため、子どもの就学前から保護者のニーズに応じた多様な学習プログラムの提供を行うとともに、企業等で働く保護者など、普段は家庭教育に関する学習の機会が少ない保護者へのアウトリーチ型の支援を行うことで、家庭の教育力向上を図ります。

・家庭教育に関する相談体制の充実

家庭教育に関する相談体制の充実に向け、地域住民や保健師等からなる家庭教育支援チームによる家庭訪問や相談交流事業等を推進し、子育てに関する課題を抱え、孤立しがちな家庭を支援します。

《目標指標》

・家庭教育支援チームを設置している市町村数

16 市町村　→　26 市町村

(5)特別支援教育の推進

《施策の方向》

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や子どもたちへの適切な指導・支援の充実を図るほか、早期からのキャリア教育の推進や域内の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の充実を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、子どもたちの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ＩＣＴの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との連携体制を強化します。

さらに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念に基づきながら、取組の充実を図ります。

《主な取組》

・特別支援学校の教育の充実

障害の重複化・多様化等に適切に対応するため、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図るとともに、発達障害を含む様々な障害種に対応した指導力の向上と専門性を持った教職員の養成に取り組み、ＩＣＴの効果的な活用などにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの充実を図ります。また、地域の保健・福祉・医療・就労機関等とのネットワークを生かした地域の小・中学校等への支援を充実させます。さらに、自立と社会参加に向けたキャリア教育を推進するとともに、就労・福祉等の関係機関との協働による就労支援体制の充実を図ります。

・小・中・高等学校等における特別支援教育の充実

幼稚園・保育所等においては、特別支援学校のセンター的機能を生かし、発達障害等のある幼児の早期発見と早期対応を行うなど、市町村の主体的な取組を支援します。また、小・中学校においては、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行うことができるよう、教職員の指導力の向上を図ります。さらに、高等学校においては、関係機関等との連携体制を強化し、障害特性に応じた指導と進路指導の充実を図ります。

・切れ目のない支援の充実と教職員の専門性の向上

共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための交流及び共同学習の取組を充実させます。また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮の提供や通級指導教室等の多様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。

《目標指標》

・居住地校交流を実施した児童の割合（小学部）

51.0%　→　60.0%

４　グローバル人材の育成

(1) 国際的に活躍できる人材の育成

《施策の方向》

グローバル人材の育成の基盤となる語学力、コミュニケーション能力、優れた国際感覚、異文化を理解する精神等を身に付けた人材の育成を目指し、子どもたちが英語に触れる機会の増加、高校生の海外留学やＩＣＴを活用したオンラインによる国際交流の促進及び英語教育の充実による英語活用力の向上を図ります。

また、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することで、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢を育みます。

《主な取組》

・児童生徒の英語力の向上

児童生徒の英語力の向上に向け、ＡＬＴ（外国語指導助手）やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材の活用、生徒の外部検定試験の受験促進や高校生の留学支援、授業での英語の使用機会の充実など英語指導の強化等を図ります。また、中学生の英語力を調査・把握し、小学校英語の授業改善を進めます。

・海外留学や国際交流の促進

留学促進のための講演や留学相談を行うフェアを開催するとともに、留学する高校生等に対し、留学経費の一部の支援を実施します。また、留学コーディネーター配置等による海外姉妹校提携や交流の支援を行うとともに、ＩＣＴを活用したオンラインによる国際交流等により、日本に居ながらにして、海外の高校生や大学生等と交流する機会の充実を図ります。

・我が国や郷土の伝統・文化を理解する教育の推進

国際交流がますます盛んになる中、国際社会で我が国や郷土の伝統・文化を主体的に県内外に発信できるよう、それらを深く理解し、継承・発展させる教育を推進します。

《目標指標》

・中学校３年生で英検３級程度以上の英語力を有する生徒の割合

50.7%　→　60.0%

・高等学校３年生で英検準２級程度以上の英語力を有する生徒の割合

51.9%　→　60.0%

・県立高校生の海外留学者数

359 人/年　→　500 人/年

・海外の人と交流した県立高校生の割合

31.4%　→　40.0%

(2)探究・STEAM 教育の推進

《施策の方向》

新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力等の育成に向け、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習の充実を図ります。

《主な取組》

・科学技術教育の推進

科学技術の発展によって、その高度化・専門化が進んでいる一方で、児童生徒の理科離れが進んでいるとの指摘があり、将来、科学技術の発展を担う人材の確保が難しくなることが懸念されていることから、学校における理科教育の充実や科学技術に関する先進的な教育プログラムの開発・実施に努めるなど、科学技術に関する教育の推進を図ります。

・教科横断的な学びの充実

情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識及び技能を身に付けることで、問題の発見・解決に向けて主体的に参画する態度を養うとともに、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育である STEAM 教育を推進するなど、問題発見・解決的な学習活動の充実を図ります。

また、地球規模の課題が増大する中、社会のあらゆる主体にＳＤＧｓの達成に向けた積極的な取組が求められていることから、ＳＤＧｓの視点を踏まえた教育活動を推進します。

・デジタル人材の育成

大学等におけるデジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、高等学校段階からのデジタル等成長分野を支える人材育成が必要なことから、ＩＣＴを活用した文理横断的な探究的な学びの充実を図ります。

《目標指標》

・全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数（再掲）

806/年　→　950/年

(3)高等教育機関における人材の育成

《施策の方向》

県内の大学や専門学校など高等教育機関が、それぞれの特色や強みを生かして実践的な人材育成や教育研究を行えるよう支援します。

《主な取組》

・高等教育機関における実践的な人材育成の推進

県内の大学や専門学校など高等教育機関が、それぞれの特色や強みを生かして社会のニーズを踏まえた専門的、実践的な人材育成や教育研究を行えるよう支援し、地域社会の担い手となる人材の集積、定着を図ります。

また、特に岡山県立大学においては、その知見や人材等を活用して、地域連携教育やリカレント教育の充実に取り組み、地域に貢献できる人材の育成、定着に努めます。

《目標指標》

・県内の事業所に就職した学生の割合（県立大学）

48.5% → 52.0%

５　生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

(1) 生涯学習活動の推進

《施策の方向》

すべての県民のウェルビーイングを目指し、人生の各場面で生じる個人や社会課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境の整備を図ります。

さらに、県生涯学習センターを中心に、公民館やＮＰＯなど、多様な主体との連携・協働を進めるとともに、県立図書館と市町村立図書館のネットワークの充実等を図ることにより、生涯学習活動を支援する環境づくりを推進します。

また、学びを生かした地域活動への参画を通して、より良い地域社会を形成し、郷土岡山の発展を支えられるよう、学習成果の活用に向けた取組の充実を図ります。

《主な取組》

・生涯学習活動を支援する環境づくり

障害の有無に関わらず、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき様々な学習活動に取り組むことができるよう、県生涯学習センターを中心に、文化・社会教育施設等と連携・協力して、多様な学習機会や情報の提供などの充実を図ります。

県立図書館においては、県域の図書館の中枢として、県民が身近な生活圏で必要な資料・情報を迅速に得られるよう図書館間のネットワークの充実に取り組むとともに、幅広い資料・情報の収集・整理・保存に努め、あらゆる世代の県民の情報拠点として図書館等の利活用を促進し、すべての学習の基盤となる情報活用能力の育成を図ります。

・学習成果の活用とより良い地域社会の形成

学習活動が、個人の趣味・教養の範囲にとどまることなく、学習成果を活用した地域活動へ発展することができるよう、活動をコーディネートする人材の育成や、活動機会についての積極的な情報提供等、学習成果の活用に向けた取組の充実を図るとともに、市町村に社会教育主事等の専門的職員の配置を働きかけます。

また、より良い地域社会の形成に向け、地域に関する学習や若者の地域活動の充実を図り、地元への愛着や住民のつながりを深めるなど、学びを通じて、持続可能な地域づくりを担う人材の育成に努めます。

《目標指標》

・生涯学習センター主催の人材育成に係る講座参加者数（累計）

490 人　→　2,940 人

(2) 文化創造活動の振興と文化財の保存・活用

《施策の方向》

県立美術館などの文化施設において優れた文化芸術に触れる機会を創出し、また、子どもから大人までが様々な文化に興味を持ち、親しみながら、県民が文化活動に参加できる環境づくりを進め、文化活動の裾野の拡大を図るとともに地域文化の担い手の育成を推進します。

市町村、文化団体、ＮＰＯ、大学等と連携し、特色ある文化資源や新たな創造活動等を活用し、文化の力による地域の賑わいの創出を促進します。

また、子どもたちをはじめ、より多くの県民が郷土の文化遺産に触れ、学び、親しむことができる機会の充実に努め、その着実な保存・継承と積極的な活用を図ります。

《主な取組》

・文化に親しむ環境づくり

広く県民が、文化に親しみ実践することができるよう、県文化施設の利用促進や充実、美術や舞台芸術等の鑑賞機会の提供、文化芸術の専門家の学校派遣等を行います。

また、学校においても文化部活動等の機会を通じ、文化に親しむ環境づくりに努めるとともに、学校部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動の充実に取り組みます。

移行に向けては、指導者や活動場所の確保、保護者・生徒などの理解を得るための周知・広報の実施等、市町村を始めとする関係者と連携した取組を推進します。

・文化の力による地域づくりや担い手の育成

文化の力による地域づくりに向け、「おかやま文化芸術アソシエイツ」による文化団体の活動活性化支援や、岡山県新進美術家育成「Ｉ氏賞」をはじめとする若手芸術家への支援等を通じ、本県文化の底上げを図ります。

・文化財の保存・活用

岡山県内に所在する文化財の把握と価値付け等を行うため、県、市町村等の連携により、総合的な調査・研究を進め、指定による保護を図るなど、県内文化財の保存･継承を推進するとともに、それらを活用した地域づくり等を促進します。さらに、子どもたちをはじめ、より多くの県民が郷土の文化遺産に触れ、学び、親しむことができる機会を充実させるとともに、文化財保護・継承活動の担い手の育成や、効果的な情報発信を図ります。

また、本県には、全国でも屈指の数の遺跡が残されており、県古代吉備文化財センターにおいて、埋蔵文化財の発掘調査・研究や出土品等の収蔵管理を行うとともに、展示や講演などにより、県民の埋蔵文化財に対する理解や保護意識の向上に努めます。

・県立博物館の機能充実等

県民共有の貴重な財産である文化財を次世代に継承するため、資料の収集、調査研究等や展示・公開の充実を図り、県の歴史や文化のすばらしさを県民に一層発信するとともに、今後の望ましい運営の在り方等について研究を進めます。また、伝統・文化や文化財保護に関する教育普及活動や学校教育との連携、他地域の博物館との相互連携活動の充実を図るとともに、県民の博物館活動への参画等を通して、地域から信頼と協力を得られる運営に努めます。

《目標指標》

・県文化施設を活用した学校数

216 校　→　240 校

・県有文化財施設の入場者数

113,597 人　→　157,600 人

(3) 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

《施策の方向》

県民誰もが、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参加できるよう、スポーツに触れる機会の創出や、スポーツ関連情報の発信など、環境づくりに取り組みます。

また、地域の資源を活用したスポーツ交流等を促進することにより、地域の一体感や活力を醸成するとともに、地域でスポーツを支える人材やアスリートの育成・支援を行います。

《主な取組》

・生涯スポーツの振興

県民誰もが性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、運動・スポーツ活動に親しみ楽しむことができる環境整備に向け、総合型地域スポーツクラブの設立、スポーツ施設の活用、スポーツ啓発事業や、学校部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動の充実等に努めます。

移行に向けては、指導者や活動場所の確保、保護者・生徒などの理解を得るための周知・広報の実施等、市町村を始めとする関係者と連携した取組を推進します。

・競技力の維持向上

効率的、効果的な選手の育成・強化など競技力の維持向上に向け、スポーツ少年団や競技団体等との連携を深めるとともに、トップアスリートの育成・強化、指導者の養成・資質向上等に努めます。

《目標指標》

・成人男女の１週間に１日以上運動・スポーツをする割合

43.8%　→　55.0%

(4) 読書活動の充実

《施策の方向》

県民が生涯にわたって読書に親しむことができる環境を充実させ、本を読む楽しさだけではなく、必要な知識・情報を得て、読書を通して知識や人とのつながりが広がることを支援します。

とりわけ、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないものであることから、家庭や学校、地域が一体となって、子どもの読書習慣の形成を図るとともに、県立図書館の子ども読書活動推進センター機能を活用した読書活動の支援に取り組みます。

また、岡山県読書バリアフリー計画等に基づき、障害の有無に関わらず、誰もが等しく読書に親しむことができるよう、多様なニーズに配慮した読書環境の充実整備に努めます。

《主な取組》

・発達段階に応じた読書への関心の喚起

生涯にわたる読書習慣の基盤形成に向けて、就学前からの読み聞かせ等の促進や、ＰＢＬによる探究的な学習活動等での学校図書館や地域の図書館等の利活用、学校図書館利用のためのオリエンテーションの実施等の学校種間の移行段階に着目した取組など、乳幼児期から切れ目のない、子どもの読書への関心を高める取組の充実を図ります。

また、障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための環境を整備するとともに、電子書籍やＩＣＴ機器の活用など、デジタル社会等に対応した読書環境の整備に努めます。

・県立図書館の機能充実等

県立図書館においては、図書館のもつ調査・研究支援や地域資料のデジタルアーカイブの推進など、図書館の有用性を周知するとともに、職員の研修、読書に関わるボランティアの人材育成等を通し、県域の図書館の中枢として、市町村への助言や情報提供など必要な支援を行い、機能のさらなる充実を図ります。

また、子ども読書活動推進センターとして、子どもの読書に関わる調査研究を支援するとともに、子どもの一番身近な読書・学びの拠点である学校図書館を支援し、子どもの視点に立ったサービスの充実に努めます。

《目標指標》

・子どもの不読率

小学生	8.9%	→	4.5%
中学生	25.7%	→	12.9%
高校生	51.0%	→	25.5%

６　教育効果を高める基盤や体制の整備・充実

⑴ 活力ある小・中学校づくり

《施策の方向》

地域との協働関係を生かし、地域の実情を踏まえた魅力あるカリキュラムの導入等について支援を行います。また、設置者である市町村が学校の適正規模化や学校種間の連携の在り方等を検討するに当たって、ニーズや実情を踏まえた指導・助言を行うとともに、学校統合を行う場合や小規模校を存続させる場合等について支援を行います。

《主な取組》

・地域の実情を踏まえた活力ある学校づくり

学校や子どもが抱える課題の地域ぐるみでの共有や、学校を核とした地域の絆づくり等に向け、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を支援します。また、小中一貫教育の導入、義務教育学校の設置について、指導・助言等を行います。

・小規模小・中学校への支援

教育の機会均等と教育水準の維持向上に向け、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策の検討・研究を支援するとともに、教職員の全県的な視野に立った人事配置、小規模校や複式学級支援のための教員や非常勤講師の配置などに努めます。

・学校の再編を検討・実施する市町村への支援

小・中学校の再編等に関して校舎等の整備に係る技術的な助言、施設整備やスクールバスの購入、遠距離通学費等の国庫補助制度に関する情報提供を行うとともに、再編支援のための加配等の支援に努めます。

(2)高等学校段階における教育の充実

《施策の方向》

新しい教育内容の研究や学校ＩＣＴ環境をはじめとした施設・設備の整備を進め、地域や地元自治体・大学等との連携・協働を推進することで、時代の変化に対応した人材育成に資する、魅力ある高等学校づくりを推進します。

また、再編整備アクションプランに基づく教育体制の整備を行うとともに、社会情勢の変化や多様化する生徒のニーズに対応した次期岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の策定に向け、高等学校教育研究協議会を新たに設置します。

《主な取組》

・魅力ある高等学校づくりの推進

デジタル化やグローバル化の進展などに的確に対応できる教育を進める必要があることから、時代の変化や地域の状況に応じた魅力ある高等学校づくりを推進します。

また、コミュニティ・スクールの設置等により、学校・家庭・地域が一体となって、より質の高い教育の提供を推進するとともに、中山間地域等にある学校へコーディネーターを配置するなどし、地元自治体等との連携協力体制の構築を支援します。

・県立高等学校の教育体制整備

社会情勢の変化や多様化する生徒のニーズに対応し、教育環境の維持・向上を図る必要があることから、引き続き、県立高等学校の魅力化・活性化に取り組むとともに、再編整備アクションプランに基づく教育体制の整備を行います。

次期岡山県立高等学校教育体制整備実施計画策定に向けては、令和７（2025）年度に、高等学校教育研究協議会を設置します。

《目標指標》

・高校生活に満足している生徒の割合

91.1%　→　95.0%

⑶ 特色ある私立学校教育の支援

《施策の方向》

それぞれ独自の建学の精神と教育方針のもとに特色ある教育を行っている私立学校は公教育の重要な一翼を担っており、私立学校の教育の質の向上や保護者の経済的負担の軽減、経営の健全性向上のため、私学助成などの支援を行います。

《主な取組》

・特色ある私立学校教育の支援

公教育の一翼を担っている私立学校の健全な発達に資するため、経常費補助や耐震化事業への補助、授業料等減免に対する補助など学校法人への各種補助を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減のための修学支援を実施します。

⑷ 企業・地域団体等との連携

《施策の方向》

専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、企業、公益法人、ＮＰＯなど民間団体等と連携を図り、学校や地域における子どもたちの学習活動の充実に努めます。

《主な取組》

・企業等との連携

子どもたちの学習活動の充実や地域産業の担い手育成に向け、企業や民間団体等それぞれが持つ専門性や地域性を活用した取組の充実を図ります。

また、県内の経済団体との包括連携協定に基づき、高等学校等における産業界と連携した専門的かつ協働的な学びの充実を図ります。

・大学等との連携

子どもたちの学習活動の充実や学校等の抱える課題の解決に向け、大学等の持つ専門性を学校教育等に生かすとともに、高等学校と大学等とが連携した人材育成、大学等と県教育委員会とが連携した教員養成を更に進めます。また、大学生等による放課後の学習支援により、児童生徒の学習習慣の定着を図るとともに、大学等と連携して社会教育施設等を利用した科学体験の機会を提供するなど、科学への興味・関心を高めます。

《目標指標》

・産業界・大学等と連携した探究的な学びや課題研究を行った県立高校生の割合

74.0%　→　85.0%

⑸子どもたちの安全の確保

《施策の方向》

事故の要因となる学校環境や子どもたちの学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立するなど、子どもたちの安全の確保に向けた取組を推進します。また、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質能力の育成につながる安全教育の充実を図ります。

《主な取組》

・生活安全の推進

学校内外で子どもたちが事件・事故に遭わないよう、ボランティアや関係機関と連携した地域ぐるみの見守り体制の整備を図ります。また、平成 29(2017)年度に策定した「岡山県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、施設の老朽化の状況を早い段階で把握し、施設環境の再生整備と予防保全措置による長寿命化対策を講じるなど、県立学校施設の機能確保を図ります。

・交通安全の推進

関係機関と連携し、交通安全教材等の活用により、子どもたちの交通ルール遵守や交通マナーの向上等に向けた取組の充実を図ります。

・災害安全の推進

子どもたちの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保することが重要であることから、子どもたちが災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度を育成する防災教育の充実を図ります。

・非常時に備えた危機管理体制の充実

平成 30 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、大規模災害時や感染症の流行期などの非常時においても教育活動が継続できるよう、ＩＣＴの活用による学習指導の推進や心のケアの充実を図るとともに、学校再開に向けた取組や関係機関等との連携など非常時に必要な知識を教職員が身に付けておくことで、学校の危機管理体制の充実を図ります。

《目標指標》

・予告の無い避難訓練を実施した学校の割合

90.4%　→　100.0%

(6)学校における働き方改革の推進

《施策の方向》

保護者や地域関係者等の理解を得ながら、各教育委員会及び各学校がそれぞれ主体的に学校における働き方改革を推進し、教職員の心身の健康維持とワーク・ライフ・バランスを実現させ、日々の生活の質の向上と教職人生の充実を図ることで、教職員が生き活きと教育活動を行うことができるようにし、教育の質の維持・向上及び、教育を受ける児童生徒の豊かな成長につなげます。

《主な取組》

・働き方改革の推進

国が定めた指針に基づき、県及び各市町村教育委員会において、時間外在校等時間を「月 45 時間、年 360 時間まで」とする、教職員の業務量の適切な管理等に関する規則等を策定しており、外部人材の活用、授業時数や学校行事の在り方の見直し、校務ＤＸによる事務業務の軽減や学校・教師が担う業務に係る３分類の徹底など、教職員の働き方改革の一層の推進を図り、効果的な教育活動を行うことができる環境を整備します。

・教職員の健康管理

外部の専門家である産業医の配置及び活用の推進、衛生管理に関する管理職や担当者向けの研修会、メンタルヘルスに関する事業を実施するなど、安全衛生管理の体制及び取組の充実を図ります。

《目標指標》

・月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以内となっている教員の割合

小学校　58.6%　→　100.0%
中学校　58.6%　→　100.0%
高等学校　47.8%　→　100.0%
特別支援学校　92.6%　→　100.0%

⑺ 魅力ある人材の確保・育成

《施策の方向》

教職員には、強い使命感や社会性、実践的指導力など、様々な教育課題に適切に対処できる資質能力が求められるため、人間性豊かで自身が夢や目標を持ち、学び続ける魅力ある人材の確保や、採用後研修の充実、適切な人事管理等を行います。

《主な取組》

・魅力ある人材の確保

本県の教員を志望する学生等が増えるよう、採用試験の工夫・改善を行いながら、教職を目指す学生を集めての研修会や現職教員を交えての座談会の開催、ＳＮＳ等の活用による幅広い広報などを通じて、教師のやりがいや充実感といった教職の魅力と働き方改革の成果の積極的な発信を行い、魅力ある人材の確保に努めます。

・キャリアステージに応じた人材の育成

人材育成の方針等に基づき、養成・採用・研修・人事管理等に総合的に取り組み、市町村教育委員会、学校、県内教員養成系大学、県教育委員会が一体となって、キャリアステージに応じた人材育成に努めます。

第４章　計画の実現に向けて

「第４次岡山県教育振興基本計画」に基づき、本県が目指す教育や施策の方向等の実現に向けては、次の事項に留意しながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。

１　県民、ボランティア・ＮＰＯ、企業等との協働

○　教育は、家庭や学校関係者はもとより、地域住民も子どもたちの成長にかかわる当事者として、共に子どもたちの教育に取り組んでいく必要があります。

○　この計画の施策の推進に当たっては、家庭、地域住民、ボランティア・ＮＰＯ、企業、教育関係団体、青少年団体、大学など多様な主体と行政が、この計画における基本目標等を共有し、それに向かって力を合わせて活動する協働により、社会全体で教育に取り組む仕組みづくりを進めます。

２　関係部局、関係機関等との連携・協力

○　地域全体で学校教育を支援する体制づくりや学校・家庭・地域が連携した教育の推進など、この計画の施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、県全体として総合的に取り組むことが必要であり、県教育委員会、県の関係部局、県警察本部等をはじめとする県の関係機関はもとより、国、市町村と相互に連携・協力を図りながら、効果的な取組の実施に当たります。

○　また、教育基本法第 16 条第４項[1]の規定を踏まえ、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じていくことが重要です。教育は、これからの岡山県を支える人材を育成するための重要な投資であるという視点に立ち、特に重点を置くべき取組については、関連部局との連携を図りながら、必要な予算の確保に努めます。

○　加えて、国は、全国的な教育の機会均等の実現などの役割を担っていることを踏まえ、関連部局との連携を図りながら、国に対して、必要な財政上の措置がなされるよう働きかけを行います。

[1] 教育基本法第 16 条第４項
国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

３　市町村との連携と学校への支援

○　教育行政の推進に当たっては、県、市町村とも重要な役割を担っています。県は、県費負担教職員制度による教職員の任免、広域的な処理を必要とする教育事業の実施、県立学校等の設置管理、市町村が行う教育条件整備に対する支援、市町村における教育事業の適正な実施のための指導、助言及び援助などを担っています。

○　また、市町村は、小・中学校等の設置者として、住民に最も身近な教育行政を担っています。それぞれの市町村は、地域の現状と課題を踏まえて、住民の意思を把握しながら、自らの判断と責任において教育行政に取り組んでいくことが重要であり、県としては、市町村の主体性を尊重しつつ、市町村との役割分担を踏まえながら相互に連携し、岡山県の教育の一層の充実・振興に努めます。

○　教育施策の推進に当たっては、子どもたちの教育を担っている学校の取組が重要であることから、県は、市町村立学校に対しては、その教育活動が充実するよう、市町村と連携して適切な指導・助言や情報提供を行うとともに、県立学校に対しては、必要な指導・助言や情報提供を行い、特色ある主体的な学校運営を推進するなどの支援を行います。

４　進捗状況の点検と計画の見直し

○　計画の実施過程においては、各年度において重点的に取り組むべき施策についてまとめた「教育施策の概要（仮称）」を策定、公表し、計画の着実な実施に努めます。

○　また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとなっています。この点検・評価を通じて、計画の進捗状況について県民に対する説明責任を果たしていきます。

○　この点検・評価の結果を、次年度以降の施策の改善等に生かすよう努めるとともに、計画の実施過程においては、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改正など教育を取り巻く状況の変化に応じて、計画内容の適時・適切な見直しに努めます。